

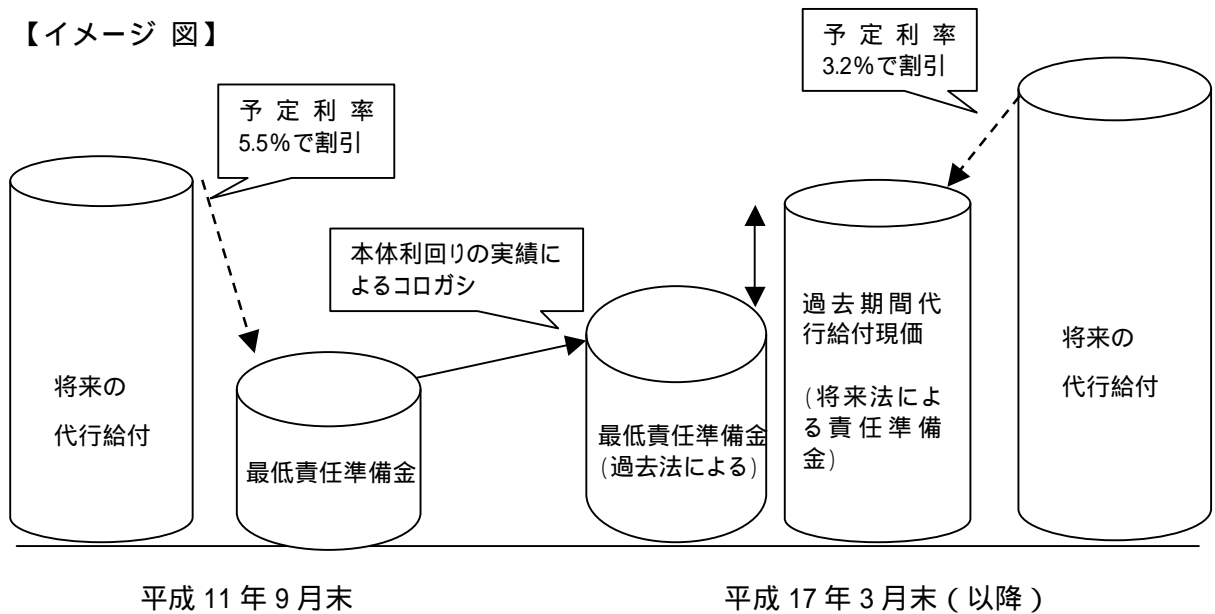
厚生年金保険法改正の背景（Q&A 形式）

1 何故、厚生年金保険法が今回、改正されたか？

第 83 回委員会（平成 17 年 6 月 24 日）資料と同じ

- ・ 厚生年金本体との財政中立化の観点や現行との接続による。この結果、以下の内容が定められた。
 免除保険料の凍結を解除する（平成 11 年 9 月末以降、見直しがされていなかった免除保険料につき、直近の予定利率及び死亡率により見直す）
 一定の範囲で国（特別会計である厚生年金本体）から負担金を交付する¹
 （凍結解除によっても）最低責任準備金は過去法（コログシ計算）による²

【イメージ 図】



¹ 「一定の場合」とは、具体的に以下の場合をいう（厚生年金基金附則第 30 条、厚生年金基金令第 60 条の 2）。政府が基金に対して支払う交付金は、基金の申請により算定した額を、当該計算の基礎となった日の属する事業年度の翌事業年度に行う。

- ・ 責任準備金が過去期間代行給付原価の 1/2 未満 1/4 以上の場合：
1/2 を下回る差額の 1/5 ずつ交付する。
- ・ 責任準備金が過去期間代行給付原価の 1/4 未満の場合：
1/2 を下回る差額を一括して交付する。

² 凍結開始時（平成 11 年 9 月末）の最低責任準備金を基に、その後の免除保険料と運用収益を加算し、代行給付を減算する。

2 財政中立化の観点から改正されたとすれば、国が直接運用し給付を行う厚生年金とは別に、資金運用を基金に代行させ、一義的に給付義務がある企業年金制度としての「厚生年金基金」が何故、残されているか？

- ・ 財政中立化の目的からすれば両者を同じものとするものであり、企業にとっては、運用に関する規模のメリットを享受するために「基金」を用いる選択肢が残されているということではないか。

3 財政中立化の観点から改正されたとすれば、企業の負担を「恒久的」に「責任準備金」に限定するのであれば、何故、厚生年金保険法自体を抜本改正せず、実質改正にとどめているのか？

- ・ 法律上は、本則も附則も同じ扱いである。附則でも国会における可決が必要であり、附則であるから「抜本改正ではない」とはいえない。附則としたのは、できるだけ法改正を最小限にとどめるための技術的な理由による。附則が将来変更される可能性があることは、本則が改正される可能性があることと同様である。
- ・ 「当分の間」については、附則にはつきものであり、よく使用される用語である。数年で変わる場合もあれば、10年～20年も「当分の間」の扱いが継続しているものもある。

4 免除保険料の凍結を解除しても、過去分の不足につき国による財源手当てをしているように見えるが、実際には、国が交付金を支払うような事態（又は掛金の拠出が減少・停止されるような事態）はほとんど想定されないため、実質的に企業の負担は「責任準備金」に限らず、過去期間代行給付現価（凍結解除後に債務として事業主にのしかかるものと懸念された部分）に及ぶのではないか。

- ・ 国が交付金を支払うような事態（又は掛金の拠出が減少・停止されるような事態）が、ほとんど想定されないことはない。
- ・ 国からの交付金は、一般会計（通常の予算）ではなく、特別会計（厚生保険特別会計）から支払われる。これは、現在 150 兆円の残高があるなかで、今後、数十年の中で、当該特別会計の中で吸収されていくのではないか。
- ・ 予算措置に係らず、交付するという定めがされている以上、国は支払うことになるため、法的には支払うこととなる。
- ・ 過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差についての財政調整の頻度を少なくしたのは、運用方針に影響を与えるような資金移動を減らす理由による。

審議事項（５） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- ・ 最低責任準備金が過去期間代行給付現価の2分の1を下回った場合には、給付現価交付金が交付されること、最低責任準備金が過去期間代行給付現価の2分の1以上である場合には、最低責任準備金に見合う資産がある限り、基金が支払う（ただし、最低責任準備金に見合う資産がない場合は7参照）。
- 5 将来の免除保険料に関して、凍結中の不足が当該基金（又は母体企業）に影響がないのか（根拠は何か）、凍結解除後に新たに生じた過不足は、当該基金に追加負担（又は負担減）にならないのか（根拠は何か）？
- ・ 免除保険料は、代行保険料率を基準として、政令の定めるところにより基金ごとに決定することとされ、代行保険料率は、将来法によって算定することとされている（厚生年金保険法第81条の3）。すなわち、将来期間の代行給付について財政が均衡するように定める取扱いであり、凍結解除に際しても、過去期間の遡って財政が均衡するように定めることとはされていない。このため、現在、基金が保有している年金資産の大小とは無関係に定まるものである。
 - ・ 改正後は、実際の免除保険料に基づいて最低責任準備金が算定されるため（1参照）、代行保険料率が免除保険料を超えている場合でも基金が負担することはなく、逆に、免除保険料が代行保険料率を超えている場合でも基金が享受するような代行メリットはなくなった。
- 6 財政計算上、予測給付評価方式の下で、凍結解除後に新たに生じた過不足（将来法による責任準備金と過去法による責任準備金の差）は、当該基金に追加負担（又は負担減）にならないとしても、企業会計上、発生給付評価方式の下で、凍結解除後における過不足（退職給付債務（PBO）と過去法による責任準備金の差）は、保険料の支払を通じて（間接的ではあるが）当該基金（又は母体企業）に影響があるといえるのではないか？
- ・ 財政中立化のもとで転がし計算された最低責任準備金は、ある特定時点における財政上の債務である。上記5のように、免除保険料は将来法によって算定され、凍結解除に際しても、過去期間の遡って財政が均衡するように定めることとはされていないため、影響がないのではないか。
 - ・ しかし、ある個人の退職時における最低責任準備金が、会計上の債務（退職給付見込額）と一致しても、勤務期間におけるある特定時点においては、予測給付評価方式の下での財政上の債務（最低責任準備金）と、発生給付評価方式の下での企業会計上の債務（退職給付債務：退職給付見込額のうち当期まで発生した金額

を割り引いた金額)とは異なる。免除保険料の支払及び免除保険料を基礎とした交付金の受取によって、企業会計上は影響を受けると考えられるのではないか。

財政上の債務(最低責任準備金)は過去法によるコロナ計算であり、将来法で算定されるものではないため、そもそも考え方が異なるものとなった。また、過去法による最低責任準備金は個人別に算定できないため、死亡時の取扱いなど、発生給付評価方式でのPBOの算定とは当然、異なる。

7 最低責任準備金が将来法で計算した債務(PBO)又は代行部分の給付原価よりかなり低い水準に長期間とどまる場合、給付のベースは将来法で計算した債務であるため、代行部分の給付に支障(例えば、加算部分からの一時的立替)が発生しないか。特に、加算部分のウエイトが低い基金については、この懸念が顕在化しないか。

- ・ 場合わけとしては、加算部分からの一時的立替が発生する可能性はある。しかし、責任準備金が過去期間代行給付原価の1/4未満の場合、1/2を下回る差額を一括して交付される(このため、国(特別会計)を債務者とする立替金と考えられる)。なお、現実の問題としては、最低責任準備金が急速に減少し、過去期間代行給付現価を下回った場合には一括して交付される仕組みがあることから、一時的な立替状態が発生することはほとんどないと考えられる。
- ・ 加算部分のウエイトが低い基金については、加算部分からさえも一時的立替が出来ない場合、事業主が負担したとしても(基金に対する立替)前述のように、国から交付される。